

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

刈谷市長

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「予防接種」という。)に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3)予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 ワクチン接種記録システム(VRS) 2 地域健康支援システム 3 統合番号連携システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第6号及び第16号並びに別表第1の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (2)情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部健康推進課 ・ 次世代育成部子育て支援課
②所属長の役職名	健康推進課長 ・ 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 0566-23-8877
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 0566-23-8877

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 7. 請求先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 電話番号 0566-23-8877	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 0566-23-8877	事後	
令和6年4月1日	I 8. 連絡先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 電話番号 0566-23-8877	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 0566-23-8877	事後	
令和6年4月1日	IV 8. 監査	[ ] 内部監査	[○] 内部監査	事後	